

主事補の選出に関する申合せ

(平成19.2.22 校長裁定)

旭川工業高等専門学校における主事補の選出方法を次のとおり定める。

1. 教務主事，学生主事及び寮務主事並びに各学科（科）長は，次により各学科（科）の主事補の割当数について協議する。なお，次期主事予定者がいる場合には，出席させるものとする。
 - (1) 各主事は，各主事補の継続及び交替の状況等について説明する。
 - (2) 各学科（科）長は，学科（科）内の校務分掌等の状況について説明する。
 - (3) 各学科（科）の主事補の割当数を協議し，決定する。
2. 各学科（科）長は，割当数分の候補者を選出し，教務主事（次期教務主事予定者がいる場合には，その者。以下「教務主事等」という。）に推薦する。
3. 教務主事，学生主事及び寮務主事並びに各学科から推薦のあった主事補候補者は，次により具体の担当について協議する。なお，次期主事予定者がいる場合には，出席させるものとする。
 - (1) 各主事は，主事補候補者の校務経験などを考慮して，バランスのとれた主事補担当案を提示する。
 - (2) 提示された担当案について協議し，決定する。
 - (3) 主事補の任期途中での担当変更は原則認めないが，学科（科）間の偏り等，止むを得ない事情がある場合は改めて協議する。
4. 教務主事等は，主事補担当案の決定後，速やかに校長に報告し，了承を得るものとする。
5. 教務主事等は，校長の了承が得られ次第，各学科（科）長に連絡する。
6. 主事補の任期は1年であるが，管理運営上の必要から，特別な事情がない限り2年間は担当するものとする。
7. 上記1については，教務主事が担当し，3については，教務主事等が担当する。
8. 教育及び管理運営上必要であると校長が判断した場合，この申合せによらず，旭川高専の将来構想を勘案して校長が主事補を決定することができる。
9. 特別な事情により，この申合せにより難しい場合は，別段の取扱いをすることができる。

附 則

この申合せは，平成19年2月22日から実施する。